

## 東京都立清瀬特別支援学校いじめ防止基本方針

### 1 いじめ問題への基本的な考え方

本校では、全職員が「いじめほどの学校でも起こり得るという認識をもち」（東京都いじめ防止対策基本方針）以下の観点において、学校全体で組織的な対応を行う。

- (1) 人権、健康、安全を守る学校作りを進めるための教育環境整備（未然防止）
- (2) 児童・生徒が生きる力を育むための教育活動の実践と改善（未然防止）
- (3) 保護者との信頼関係の構築（未然防止）
- (4) いじめ問題に対する全教職員の共通理解と迅速かつ丁寧な対応（早期発見・早期対応）
- (5) 問題発生時における学校全体の組織的対応と地域関係機関と連携（早期対応）

### 2 いじめ防止等のための組織

#### (1) 学校いじめ対策委員会

##### ア 設置の目的

本委員会は、いじめの早期発見及び早期解決のための取り組みを推進し、校内外におけるいじめの根絶を目指すことを目的とし、「いじめ防止対策推進法（22条）」に基づいて、「いじめ対策委員会」を設置する。

##### イ 取組内容

本委員会は、情報の収集と実態把握・相談活動の充実を図る。その際は、児童・生徒や保護者の思いや立場に立った視点で正確な情報が得られるように努めると共に、職員の指導力向上、いじめの未然防止・早期発見、いじめ事案が発生した場合の適切かつ迅速な対処ができることを目指して、次の業務を遂行する。

- 学校いじめの未然防止の体制整備及び取り組み
- 学校いじめの状況把握及び分析
- 学校いじめを受けた被害児童・生徒に対する相談及び支援
- 学校いじめを受けた被害児童・生徒の保護者に対する相談及び支援
- 学校いじめを行った加害児童・生徒に対する指導
- 学校いじめを行った加害児童・生徒の保護者に対する助言
- 外部専門機関との連携

##### ウ 会議

委員会は、原則、年3回開催をする。一人一人の教職員が、気付いた全ての「いじめやいじめの疑いがある状況」を迅速に学部主幹、生活指導主任に報告し、学部主幹、生活指導主幹は「企画調整会議」にて報告し、校長の判断により、臨時で「いじめ対策委員会」を開催する。

##### エ 委員構成

本委員会は、校長、副校長、教務主幹、生活指導主幹、学部主幹、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、校長が指名する職員等によって構成する。

## (2) 学校サポートチーム

### ア 設置の目的

学校サポートチームは、学校いじめ対策委員会を支援する。いじめや問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取組を進めるために設置する。

### イ 会議

○児童・生徒の問題行動への対応において、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立する。

○「学校いじめ対策委員会」を支援し、いじめ問題等の対応の充実を図ることを目的

○原則、年2回開催する。その他、校長が必要と判断した時に開催する。

### ウ 委員構成

校長、副校長、教員（生活指導主任等）、保護者代表、スクールサポーター（警察）、福祉施設職員、臨床発達心理士、その他校長が必要と認める者により構成する。

## 3 段階に応じた具体的な取組

### (1) 未然防止のための取組

ア 学級担任は、日々の児童・生徒の様子や変化について観察していくことを習慣化する。

イ 各教科授業や学校教育活動全体を通して、基本的な人間関係づくりや人権意識を高める授業を行うと共に、児童・生徒が主体的に考え、活動できる教材の工夫に努める。

ウ 日々の連絡帳での保護者とのやり取りを通して、児童・生徒の様子や変化に早期に気づき、環境改善を行っていく。また、個人面談を通して保護者と連携しながら未然防止に努める。

エ いじめに関する研修を年回3回、教職員向けに実施をする。

### (2) 早期発見のための取組

ア 校内研修等の機会を通じて、すべての教職員がいじめの定義を正確に理解し、初期段階でいじめに気付くことができるようにする。教職員が「いじめやいじめの疑いがある状況」を「学校いじめ対策委員会」に報告し、「学校いじめ対策委員会」が事実確認の方策について協議し、教職員の役割分担等を行い、組織的な対応をする。

イ 「日常生活の指導の時間」では、児童・生徒の実態把握や人間関係を細かく観察する中で、友人関係のトラブルに早期対応をしていく。

ウ 学年主任及び学年集団は、担任が一人で抱え込まないように、学年会等において児童・生徒の実態把握に努め、いじめの状況改善について組織的な対応策を検討する。

エ 学校における相談窓口を副校長・生活指導担当主幹とし、学校便り等で家庭への周知を図る。

オ いじめ対策委員会を定期的に開催し、各学部・学年の児童・生徒のいじめの実態についての情報交換を行い、学校全体での情報の共有化を図る。

キ 相談活動が円滑に進められるように、進路指導室や教育相談室等の整備を行い、相談しやすい環境づくりに従事する。

### (3) 早期対応のための取組

- ア 「学校いじめ対策委員会」は、被害の児童・生徒が感じている心身の苦痛の程度や、加害の子供が行ったいじめの行為の重大性等に鑑み、状況を多面的に検証しながら協議を行い、対応方針を決定する。
- イ 「学校いじめ対策委員会」は、対応する教員の経験年数等を考慮して、対応経過と改善の進捗状況の確認、対応者への助言をする。
- ウ 学級担任等が、被害の児童・生徒や加害の児童・生徒に対して、いじめの事実、学校としての対応方針、対応の経過等を伝える際は、必要に応じて複数の教職員で対応を行う。
- エ いじめ解消の確認は被害の児童・生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月以上つづいていることと被害の児童・生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認をする。
- オ 被害の子供の安全確保と不安の解消のため、「いじめ対策委員会」は被害の児童・生徒との対応方法を協議し、教職員全員が組織的な対応をする。
- カ 加害の児童・生徒に対する指導及び観察をするため、「いじめ対策委員会」は加害の児童・生徒との対応方法を協議し、教職員全員が組織的な対応をする。
- キ 被害及び加害の児童・生徒の保護者の理解に基づく対応をするため、双方の保護者に対して「学校いじめ防止基本方針」の趣旨を丁寧に説明するとともに、互いに安心して学校生活を送ることができるようにすることを目指す。そのために、「いじめ対策委員会」が対応方法を協議し、組織的な対応を進めていく。
- ク 必要に応じて被害及び加害の児童・生徒に対して、専門的な支援や指導をするために臨時の「学校サポートチーム」を開催し対応策を協議する。

#### (4) 重大事態への対処

- ア 重大事態発生の発生判断ができるように、教職員による「重大事態」の定義についての研修を年3回の校内研修で実施する。また、校長は重大事態の発生か否かの判断に迷うときなどは東京都教育委員会と協議し迅速な重大事態発生の判断をする。
- イ 被害の児童・生徒の安全確保、不安解消のための支援のため、校長は教育委員会の助言を得ながら、被害の児童・生徒の完全な回復と不安解消のために組織的な支援ができるように「学校いじめ対策委員会」を開催し、学校全体で組織的な対応をする。
- ウ 加害の児童・生徒の更生に向けた指導・助言ができるように、校長は教育委員会の助言を得ながら、加害の児童・生徒がいじめは絶対に許されないこと理解し、実践できるように「学校いじめ対策委員会」を開催し、学校全体で組織的な対応をする。
- エ 「学校いじめ対策委員会」は必要に応じて「学校サポートチーム」の緊急会議を招集し、地域社会が一体となって問題の解決に当たる体制を確立する。

#### 4 保護者との連携及び啓発活動

- (1) 保護者会や個人面談を活用し、子供の健康・安全を守る体制を構築する。
- (2) 児童・生徒が、学校生活に対する不安等がみられるような場合やいじめに関する訴えがある場合等、日々家庭と連絡（連絡帳や電話連絡等）を密に取る中で、重大な事態に陥らないよう連携していく。
- (3) 学校通信等を活用し、保護者向けに「いじめ問題」への理解啓発を行う。

#### 5 学校評価アンケートによる評価と改善

- (1) 学校評価アンケートの項目に、「人権に配慮した指導」「安心・安全に配慮した教育環境」を加え、児童・生徒、保護者、教職員、近隣地域の方々の意見を集約する。
- (2) 学校運営連絡協議会にて外部評価委員の方々の意見並びに助言を受け、いじめ対策委員会としてまとめ、次年度に向けて環境改善を図っていく。